



2022年9月7日

各 位

会 社 名 アルテリア・ネットワークス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 株本 幸二
(コード番号:4423 東証プライム)
問 合 せ 先 常務執行役員CAO 中村 孝裕
(TEL. 03-6823-0555)

再発防止策及び関係役員の処分に関するお知らせ

当社は、2022年8月10日付「特別調査委員会調査報告書の受領及び今後の対応方針について」にて公表しましたとおり、当社の従業員1名が、第三者と共謀の上、携帯電話の定額料金サービス及び着信アクセスチャージビジネスの仕組みを悪用して不正な利益を取得していた疑いで起訴された事態に関し、特別調査委員会より調査報告書を受領し、同委員会の提言を踏まえて再発防止策の検討を行ってまいりました。

当社は本日開催の取締役会において、本件に関する再発防止策を策定し、本件に対する関係者の処分を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心より深くお詫び申し上げますとともに、今後全力で社内体制の再構築及び信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止策の内容

特別調査委員会の提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を策定いたしました。

(1) 実現可能で効果的な営業担当者の癒着防止策の導入

取引先と適切な関係を構築・維持するため、営業担当者の定期的なローテーションを実施いたします。業務の性質上、担当者の部署異動が難しい場合は、同部署内で担当顧客や地域を定期的にローテーションする等の工夫を行い、特定業務の属人化を防止するとともに、癒着防止の体制を構築いたします。

また、社内での報告・連絡・相談をはじめとした双方向のコミュニケーションを活性化させることにより、風通しの良い職場環境を構築する施策を実施いたします。

(2) コンプライアンス意識の浸透・徹底のための諸施策の実施

① 経営陣向け

この度の事案を重く受け止め、今後の事業遂行において従前よりも更に高いインテグリティ(誠実さ・清廉さ)を発揮して当社が成長発展するために、役員のリスク感度の向上を含めた実効的な役員研修を実施し、経営陣の更なる意識向上に努めてまいります。

② 全グループ従業員向け

(ア) 行動規範研修

全グループ従業員に対して定期的実施している情報セキュリティハンドブック、コンプライアンス・マニュアル等に関する研修及び e-learning において、就業規則や重要な社内規程に関する内容を拡充し、研修コンテンツの見直しやアプローチ方法の工夫により、当社従業員としての正しい行動、基本動作の確実な浸透を図ります。

また、当社のみならず取引先等のコンプライアンス遵守状況が当社の事業遂行に及ぼす影響・リスクに関しても、行動規範研修において従業員の理解、浸透を図ります。

なお、過度・過大な接待・被接待、当社の事前承認なき兼業・兼職、私用携帯の業務利用、その他の禁止行為に関しては、規定等で定められているものの、特別調査委員会の調査報告書を受領後速やかに全社員向けに改めて注意喚起を実施いたしました。

(イ) 取引先と接する部署を重点対象とする不正防止研修

営業・購買部門等、取引先と接する部署を重点対象として、特に金銭・利益の授受に関する不正防止研修を定期的実施いたします。

(ウ) チェックリストによる点検

当社グループ内においてコンプライアンスに関する規程が遵守され、コンプライアンス意識が浸透しているかを確認する施策として、チェックリストを活用した定期的な点検を実施いたします。

(エ) コンプライアンス・アンケートの拡充

現状年次で実施しているコンプライアンス・アンケートに加え、不正とその疑いに関する情報をはじめとしたコンプライアンス全般に関連する情報を収集するため、全グループ従業員向けアンケートを定期的実施いたします。

(3) ノンコアビジネスに内在するリスクの感度向上と洗い出しの徹底

着信アクセスチャージビジネス(注)に関するリスク低減施策として、当社は同ビジネスから撤退・縮小する方針を定め、取引先との交渉を開始いたしました。

さらに、同様のビジネスを手掛ける他事業者に対しても、当社で起きた問題の共有を図ることで、不正の温床となる社会的リスクの軽減に努めてまいります。

また、前述(1)、(2)を通じて、当グループ内でのリスク感度の向上を図るとともに、その他のノンコアビジネスについてのリスクの所在有無について洗い出しを行い、対応策を検討・実施してまいります。

(注) 着信用電話番号の付与にあたり、当該番号への着信量に応じた手数料(インセンティブ)を支払うことを約する取引。着信事業者からインセンティブを受ける代理店、ないし代理店からインセンティブを受けるサービス事業者が、通話料定額プランを利用する発信者と結託することにより、当該発信者の携帯電話番号から当該サービス事業者の着信用番号に電話をかければかけるほど利益を生む不正利用が可能となる。

2. 関係役員の処分について

当社は、指名・報酬委員会の審議を経て、本日開催の取締役会において、関係役員につき報酬の

一部の自主返上を促す旨の決議を行いました。その結果、以下の関係役員から、自主返上する旨の申し出がありましたことをご報告いたします。

代表取締役社長 CEO 株本 幸二 月額報酬の 20%、3 か月分

取締役専務執行役員 CCO 有田 大助 月額報酬の 20%、3 か月分

なお、執行役員 2 名からも月額報酬の 10%、1 か月分を自主返上する旨の申し出がありました。

以 上